質 問 回 答 書

2020年10月28日

「(案件名)パキスタン国「空港保安強化計画」フォローアップ協力(調査)(QCBS)」 (公示日:2020年10月7日/公示番号:20a00424)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1.	第 2 章 特記仕様書 4. 調査実	特記仕様書では「故障中の特定の米国製	「特定の米製造業者」へ特記仕様書のうち、関
	施上の留意事項 (1)業務従事者	(Leidos 及び Autoclear 製)X線機材の仕様	連部分のみ開示することは問題ありません。
	について(9頁)	に係る知見が必須である。」とありますが、 提案	
		書の作成に際し、上述の「特定の米製造業者」	
		に特記仕様書案の関連部分を開示し、情報提供	
		等を得てよろしいでしょうか。	
2.	同上	同、「特定の米製造業者」が合意すれば、調査	本調査の業務従事者の一員として「特定の米製
		業務従事者の一員として同業者所属の技師な	造業者」所属の技師ないし同業者と委託関係に
		いし同業者と委託関係にある技師等を加えるこ	ある技師等を加えることは可能です。
		とは可能でしょうか。	また、この場合において、本調査を通じ「フォ
		またこの場合、「特定の米製造業者」は調査後	ローアップ協力(資機材修理・更新)」による
		の「修理・改良」あるいは「機材新設」へ の参画	追加支援が決定した場合には、係る追加支援に
		は可能でしょうか。	対しても「特定の米製造業者」の参画は可能で
			す。
3.	同上および第 2 章 特記仕様書	同、調査業務従事者の一員として「特定の米製	ご質問の渡航費を見積書に計上することは可
	5.見積作成にかかる留意事項(4)	造業者」を加えた場合、本邦以外の居住地から	能です。
	旅費(航空賃)(16 頁)	の渡航費を見積書に計上することは可能でしょ	
		うか。	

4.	第 2 章 特記仕様書 5. 調査の	特記仕様書では「各空港において、供給電力を	ご質問の調査項目を現地再委託として見積書
	内容 (3)機材の故障原因の特	一定の期間をかけて詳細計測し、その安定性・	に計上することは可能です。
	定・対処方針の決定	急激な電圧や周波数の変動の有無を確認・分	
	1)設置環境の確認	析する。」とありますが、この調査項目を現地再	
		委託として見積書に計上可能でしょうか。	
5	9ページ	同、調査業務従事者の一員として「特定の米製	調査業務従事者の一員として加えた「特定の米
	第2章 特記仕様書案	造業者」を加えた場合で、同団員が現地に渡航	製造業者」が現地に渡航できない場合において、
	4. 調査実施上の留意事項	できない場合、現地調査における同社エンジニ	遠隔支援操作システムの導入提案、費用計上は
		アによる現場確認のため、遠隔支援操作システ	可能です。プロポーザルで提案頂く場合は、経費
		ムの導入提案、費用計上は可能か。	を見積に含めて計上ください。
6	第 2 章 特記仕様書 4. 調査実	大型貨物車両用の検査装置は構造が複雑であ	ドバイもしくはヨルダン国アンマンなど、近隣諸国
	施上の留意事項 (1)業務従事者	り調査が多岐にわたり難しいことから、コンサル	に常駐している Leidos 系の技師(代理店もしくは
	について(9頁)	タントの調査団員として参団する Leidos 系技師	支店等)を「再委託業務」ないしは「傭人」などによ
		に加え、ドバイもしくはヨルダン国アンマンなど、	り、調査団へ加えることは可能です。
		近隣諸国に常駐している Leidos 系の技師(代理	
		店もしくは支店等)を「再委託業務」ないしは「傭	
		人」などにより、調査団へ加えることは可能でしょ	
		うか?	
7	第 2 章 特記仕様書	(3)3)において、「故障原因への対処方針の決	調査において実施機関と協議の上、1回の書面
	5.調査の内容	定」、(4) 4)において、「修理方針の決定」双方で	合意とすることは可能です。
	(3)機材の故障原因の特定・対処	書面合意の取り付けが指示されていますが、	
	方針の決定 3)故障原因への対処	「故障原因への対処方針」と「修理方針」は重複	
	方針の決定(10頁)	する可能性も考えられることから、調査状況(結	
	(4)故障機材の修理方針の決定	果)を踏まえて、双方を含めた、1回の書面合意	
	4)修理方針の決定(11 頁)	としても宜しいでしょうか?	

8	11 ページ	修理実施方法(修理業務の発注形態)には、貴	ご理解のとおりです。
	第2章 特記仕様書	機構による機器メーカーまたは商社への直接発	
	(4)故障原因への対処方針の決	注(調達)、無償資金協力の本体事業に準じた	
	定	調達方法等が考えられますが、修理実施のスキ	
	4)修理方針の決定	ームについては、本調査の中で検討・整理し、関	
		係者並びに貴機構とも協議・調整の上で提案す	
		る、という理解で宜しいでしょうか?	
9	11 ページ	当該業務に規定される「側面支援」の範疇は、①	ご理解のとおりです。
	第2章 特記仕様書	契約締結に向けた条件等関連情報の収集・整	
	(5)メンテナンス契約締結に向け	理を行う「関連情報の整理」、②メンテナンス実	
	た側面支援	施に向け、実施機関、米国メーカー等の役割、	
		体制に関する整理を行う「メンテナンス体制の検	
		討支援」、③関係者協議が実施された場合に、	
		各関係者からの発言促進、内容整理、合意形成	
		に向けた技術視点からの助言を行う、との理解	
		で良いでしょうか。	